

令和4年東郷町教育委員会8月定例会	
日時	令和4年8月26日(金) 午後1時30分 開会 午後2時15分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良 委 員 加藤 逸男
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 田中 秀和 学校教育課長 成田 敏弘 生涯学習課長 村中 章太 給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 成田 敏弘
会議録署名委員	中根教育長 奥谷委員
教育長の報告	(1) 9月議会一般質問について
報告事項	(1) 夏季休業中について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課) (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書 (令和3年度)の提出について (学校教育課、生涯学習課、給食センター) (5) 東郷町民会館指定管理者評価結果について(生涯学習課) (6) 東郷町総合体育館等指定管理者評価結果について(生涯学習課)
議題	議案第42号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用 等に関する条例の制定について(学校教育課) 議案第43号 東郷町民会館指定管理者候補者選定委員会設置要綱の一部改正 について(生涯学習課) 議案第44号 東郷町総合体育館指定管理者候補者選定委員会設置要綱の一部 改正について(生涯学習課) 議案第45号 東郷町給食センター調理配送等業務委託業者選定委員会設置要 綱の一部改正について(給食センター) 議案第46号 令和4年度一般会計補正予算(第5号)に対する意見について (学校教育課、生涯学習課、給食センター) 議案第47号 東郷町民会館指定管理者候補者選定委員会委員の選任について (生涯学習課) 議案第48号 東郷町総合体育館等指定管理者候補者選定委員会委員の選任に ついて(生涯学習課)

傍聴者	なし
-----	----

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 8 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と奥谷委員を指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	全員異議なし
教育長	<p>異議なしとのことですので、8 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と奥谷委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>東郷町 9 月議会の一般質問についてです。</p> <p>一般質問は、資料のとおり、8 名の議員から提出がありました。</p> <p>一般質問への答弁は 9 月 5 日からの本会議で行われる予定です。</p>
教育長	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	可能な範囲内で回答をしていただきたいと思います。
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 夏季休業中について</p> <p>夏休みに入ってから、これまでに、学校にて、特に大きな問題が起きたという情報は、ございません。今年度も、学校閉校日を 8 月 10 日（水）から 8 月 16 日（火）までの 5 日間、設けましたが、この期間においても各学校、特に問題はありませんでした。</p> <p>町内における新型コロナウイルス感染症の陽性者数、及び、濃厚接触者数に、減少傾向は見られません。児童生徒や教職員の中にも、感染の報告がございました。いずれも軽症です。8 月 19 日（金）に文部科学省から出された「夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について」を踏まえて、2 学期が始まる直前となる来週前半に、小中学生のいるご家庭に向け、学校配信用メールを介し、教育委員会から注意喚起のメール配信を行う予定であります。</p> <p>教職員の 7 月の在校時間については、80 時間超えが 3 名でした。これは、昨年度 7 月に比べて、2 名の減となっています。また、100 時間超は一人もいませんでした。昨年度の 7 月も 0 名でした。在校時間記録をもとに、今後も、教員の健康管理に気を付けていきます。</p> <p>夏休み期間中、スクールソーシャルワーカーによる、電話相談を計 3 日間、実施しています。夏休み初日〈7 月 21 日（木）〉の相談では、1 件、小学校</p>

	<p>中学年の児童からの電話相談を受けて、適切な対応をしました。夏休み最後の2日間〈8月30日（火）、31日（水）〉も予定通り実施いたします。</p> <p>また、今年度8月1日より、スクールソーシャルワーカーが、2名から3名となり、1名増員となりました。2学期からは、3名体制で、児童生徒や保護者、そして、学校のために、スクールソーシャルワーカーとしての活動を充実させていきます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>資料は1ページになります。</p> <p>令和4年7月26日から8月22日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理しました事案については、資料のとおり2件です。</p> <p>今回の案件については、いずれも過去に許可したものと同様の内容でした。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>資料は2ページになります。</p> <p>令和4年7月26日から令和4年8月22日までに申請があり、認定した件数は13件、取り消しが1件で、現在の認定者の件数は、202件で、うち要保護1件、準要保護201件です。</p> <p>昨年同時期と比較すると2件の増となっています。</p> <p>今回新規認定の13件ですが、新規申請の方が6名、継続申請が遅れていた方が7名でした。</p> <p>新規認定の内訳は、母子家庭による収入が少ない家庭は6件、世帯の収入が少ない家庭が7件でした。</p> <p>取り消しの1件ですが、世帯の変更によるものです。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和3年度）の提出について</p> <p>資料は、別冊になります。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等において、教育委員会は、毎年、その権限に属する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。</p> <p>前回の教育委員会で決定しました今年度の評価委員2名に対して、令和3年度の教育委員会委員、教育委員会事務局の組織図、分掌事務、令和3年度東郷町教育の一般方針、事務点検シート、教育委員会の活動実績、教育委員会の会議の記録等を提供しました。</p> <p>その後、評価委員から資料49ページ以降のとおり、意見の提出がありましたので、報告書にまとめさせていただきました。</p> <p>今後の予定ですが、結果報告書を9月議会にて報告させていただきます。</p> <p>その後、評価委員からの意見に対する回答を各課で作成し、次回の教育委員会に諮り、ご審議いただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>説明は以上です。</p>

生涯学習課長	<p>(5) 東郷町民会館指定管理者評価結果について及び(6) 東郷町総合体育館等指定管理者評価結果について</p> <p>関連しますので一括して説明させていただきます。</p> <p>東郷町民会館指定管理者評価結果につきましては、資料3ページから、東郷町総合体育館等指定管理者評価結果につきましては、資料7ページからです。</p> <p>東郷町指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針に基づき、指定管理者制度を導入している施設につきましては、第三者による検証評価を実施することになっています。</p> <p>評価につきましては、7月教育委員会定例会で承認いただきました評価委員により、東郷町民会館は8月2日に、東郷町総合体育館等は8月4日に評価委員会を開催しました。</p> <p>評価の結果、東郷町民会館、東郷町総合体育館等ともに概ね仕様書を順守し、指定管理者として良好な管理、運営を行っているとの評価をいただきました。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>AやBという評価は、現時点で課題や問題がないということですか。</p>
生涯学習課長	<p>指定管理期間のうち4年間の評価ですので、単年度で見ると課題等はありませんでしたが、総合的に見るとAやB判定になるということですか。</p>
委員	<p>C評価は無かったのですか。</p>
生涯学習課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>課題が無かったということになると、予算の確保が大変になるのではないですか。</p>
生涯学習課長	<p>管理、運営面の評価ですので、修繕などは、別に予算を確保します。</p>
委員	<p>例えば、C・C・C・Bの評価でも、総合評価でBになった場合、改善されるように努力した結果が見えないのは残念に思う。ちなみに、前回と比較して良くなったことは、何がありますか。</p>
生涯学習課長	<p>前回B評価が今回A評価になった項目がありましたが、具体的に何が変わったのかについては、資料が無いので、わかりません。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第42号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の制定について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案第42号について説明させていただきます。</p> <p>議案第42号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の制定について</p> <p>東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。</p>

	<p>この案を提出するのは、任期付町費負担教員の任用等に関し必要な事項を定める必要があるからである。</p> <p>資料17ページをお願いします。</p> <p>制定の理由は、東郷町立の小学校において少人数学級編制を実施するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員の任用等に関し必要な事項を定める必要があるからである。</p> <p>資料21ページ 議案の概要をお願いします。</p> <p>主な制定内容につきましては、</p> <p>町費負担教員の任命権を定めること。</p> <p>町費負担教員の任期を定めること。</p> <p>町費負担教員に支給する給与の種類を定めること。</p> <p>町費負担教員の勤務時間、休日及び休暇を定めること。</p> <p>町費負担教員に対する時間外勤務命令の条件を定めること。</p> <p>町費負担教員の旅費を定めること。</p> <p>施行期日等につきましては、公布の日から施行すること。</p> <p>東郷町職員定数条例について、所要の規定を整備すること。</p> <p>説明は以上となります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第42号について、審議をお願いします。
委員	資料16ページの給料表は、付ける必要があるのですか。
学校教育課長	資料13ページの第5条第2項にあるとおり、1級の職と2級の職との差を明示する必要があるためです。
委員	最低賃金を下回ることはないですか。
学校教育課長	人材を確保したいため、県費教員の基準と同程度の給料になるよう号給を設定することを想定しています。そのため、最低賃金を下回ることはありません。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第42号について、採決に入ります。議案第42号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第42号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第43号 東郷町民会館指定管理者候補者選定委員会設置要綱の一部改正について及び議案第44号 東郷町総合体育館指定管理者候補者選定委員会設置要綱の一部改正については、一括して議題とします。事務局の説明を求めます。事務局の説明を求めます。</p>
生涯学習課長	<p>先ほどは、現指定管理者の評価について報告しましたが、この議案は、新たな候補者を定めるためのものになります。</p> <p>議案第43号 東郷町民会館指定管理者候補者選定委員会設置要綱の一部改正について、この案を提出するのは、東郷町教育委員会の承認を求めるため必要があるからです。</p> <p>資料26ページの議案の概要をご覧ください。</p> <p>改正の理由は、本町の組織機構改革に伴い必要があるからです。</p>

	<p>改正の内容は、選定委員会の委員のうち、参事が2人以上ある場合は町長が指名することとし、生活部長をこども健康部長と改めることです。</p> <p>施行期日は、告示の日からとしています。</p> <p>次に、資料27ページの議案第44号 東郷町総合体育館指定管理者候補者選定委員会設置要綱の一部改正につきましても、同様の理由で改正するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第43号及び議案第44号について、一括して審議をお願いします。
委員	質問・意見なし。
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。採決は、議案ごとに行います。</p> <p>議案第43号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第43号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第44号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第44号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第45号 東郷町給食センター調理配送等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p>
給食センター所長	<p>議案第45号 東郷町給食センター調理配送等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>32ページから36ページをご覧ください。</p> <p>給食センターの調理配送等業務委託につきましては、令和4年12月31日をもって、5年の長期契約満了を迎えます。</p> <p>そのため、次の契約に係る業者選定委員会を開催するにあたり、役場の組織変更に伴い、委員会の組織を改正するものであります。</p> <p>以上で議案第45号の説明を終わります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第45号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし。
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第45号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第45号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第46号 令和4年度一般会計補正予算（第5号）に対する意見について、事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>議案第46号 令和4年度一般会計補正予算（第5号）に対する意見について説明します。資料は、37ページになります。</p> <p>議案第46号 令和4年度一般会計補正予算（第5号）に対し、下記のとおり意見を述べるものとする。</p>

	<p>1 予算案に対する意見 令和4年度一般会計補正予算（第5号）に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。</p> <p>2 予算案 別紙のとおり</p> <p>この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからである。</p> <p>資料38ページをお願いします。</p> <p>最初に学校教育課所管分を説明します。</p> <p>今回は歳出のみで一番右に担当を表記していますので、よろしくお願ひします。</p> <p>歳出について、上から1マス目 小学校維持管理事業及び2マス目 中学校維持管理事業は、電気料の高騰に伴う光熱水費の増額となります。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
生涯学習課長	<p>次に生涯学習課所管分について説明します。</p> <p>上から3マス目 町民会館管理事業と4マス目 体育施設管理事業と5マス目 総合体育館管理事業です。</p> <p>学校教育課と同様に、電気料の高騰などによる光熱水費の増額の補正です。</p>
給食センター所長	<p>次に給食センター所管分を説明します。</p> <p>歳出について、上から1マス目給食センター管理運営事業は、電気料及びガス代の高騰に伴う、光熱水費の増額となります。</p> <p>2マス目、小学校給食事業及び3マス目中学校給食事業は、物価の高騰に伴う、賄材料費の増額となります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第46号について、審議をお願いします。
委員	質問・意見なし。
教育長	質問もないようですので、議案第46号について、採決に入ります。 議案第46号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第46号については原案のとおり可決します。
教育長	次の議案第47号の審議に入る前に、お諮りいたします。次からの議案第47号及び議案第48号は、人事案件になるため、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	賛成多数ですので、議案第47号及び議案第48号は非公開とします。 (以下非公開)
教育長	8月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。